

K S K

# つばさの会通信



第 207 号

2024 年 5 月

発行人/ 神奈川県障害者定期刊行物協会

〒222-0035 神奈川県横浜市港北区鳥山町 1752 番地

障害者スポーツ文化センター横浜ラポール 3 階

横浜市車椅子の会内

編集人/ NPO 法人横須賀つばさの会

〒237-0076 横須賀市船越町 1-50 山田ビル 2F

TEL 046-861-2373

定価 50 円 (会員は会費の中に含まれます)

## 第 217 回 NPO 法人横須賀つばさの会定例会のご案内 (総会と記念講演)

- (1) 日時 2024 年 6 月 14 日 (金) 14:00~16:00  
(総会: 14:00~14:50 講演 15:00~16:30)
- (2) 場所 横須賀市保健所 3 階 第一研修室
- (3) 総会議案 2023 年度活動報告、決算報告、監査報告  
2024 年度活動計画 (案)、予算、役員改選
- (4) 記念講演 「精神障害者への支援について」

講師: 横須賀市民生局福祉こども部障害福祉課 課長 八橋貴樹 氏

【講演内容】 障害福祉課が支援している業務、横須賀市障害福祉計画の概要 障害者福祉の手引きの冊子の説明、横須賀市避難所の説明など・それぞれの資料を配布しますから、活用して下さい。  
都合により総会を欠席される場合は下記の委任状を 6 月 7 日 (金) までに各役員へ、  
または下記へ郵送・FAX するか直接お届け下さい。

- ◎就労継続支援 B 型事業所つばさ 〒238-0014 横須賀市三春町 2-4 EMIAS(エミナス)203 号室  
《TEL》046-874-4290 《FAX》046-874-4291
- ◎就労継続支援型事業所つばさ第二 〒237-0076 横須賀市船越町 1-50 山田ビル 2F  
《TEL》046-861-2373 《FAX》046-874-4255
- ◎地域活動支援センター『喫茶レゼル』 〒237-0076 横須賀市船越 1-50  
《TEL/FAX》 046-861-2386

《切り取り》

### 委任状

2024 年 月 日

私は、2024 年 6 月 14 日に開催される NPO 法人横須賀つばさの会定期総会を欠席しますので、議決権を議長に一任致します。

住所

氏名

(印は不要)

## 第 2 16 回つばさの会定例会報告

日時・場所：2024 年 4 月 11 日（木） 14：00～16：00

横須賀市保健所 3 階第 1 研修室

参加者：38 名 男 11 名(当時者 4 名含む) 女 27 名

テーマ：「親亡きあと」への想いを繋ぐ 未来準備マップ  
～親子のライフプランから考えるお金と制度について～

講師：一般社団法人 障害のある子のライフプランサポート協会

代表理事 佐藤 加根子

### 【講演概要】

現在 32 歳になる自閉症の息子の将来の事が急に不安になり、わたしが病気で働けなくなったらどうするんだろう？ わたしが死んだら息子のことは誰がみてくれるのだろうか？ 息子が使うお金はこの先足りるのだろうか？ 息子は将来ひとりで暮らしていけるのだろうか？etc・・・年金は先細る時代、物価上昇や、少子高齢化で増え続ける社会保障費、災害等誰もが共通する不安を抱えています。家族の不安を安心に変える親子の未来準備マップ「ライフプランニング」が必要となります。

障害者を持つ親は何よりも「親なきあと」を考えます。◆残したお金を適切に管理できるのだろうか。◆悪い人に騙されてお金を取られたりしないだろうか。◆お金が足りなくなったらどうするのだろうか。◆ひとりっ子の場合、自宅はどうするのだろうか。◆残されたきょうだいや親せきに負担をかけたくない。等々

### 成年後見人制度について

成年後見制度とは、認知症や知的・精神障がいなどにより判断能力に不安のある人を法的に保護するため、代理人（後見人）を立てて意思決定支援をおこなう制度です。具体的には、不動産やお金の管理、相続関係の手続きなどの「財産管理」、介護サービスの利用・契約や入院手続きといった「身上保護」の意思決定が必要な場面で、後見人が本人の代わりに手続きや契約の同意・取消などをおこないます（法律行為）。介護サービスなどに限らず、本人が意図せず不利益な契約を結んでしまわないように支援することで、詐欺などの被害を防ぐ役割もあります。

認知症や知的障害などの精神疾患が原因で、自己判断能力が低下した人の財産を保護するために設けられた制度

---

委任状裏面

## 成年後見人制度のメリットとしては、

- ・自己判断能力が、低下した人の財産管理と身上監護ができる
- ・内容が登記されるので、成年後見人等の地位が公的に証明される
- ・被後見人の財産の中から、相当な報酬が成年後見人に与えられるのようなメリットもありますがデメリットも多いです。

## 成年後見人制度のデメリット

- ・手続きが複雑で専門家に相談する費用がかかる
- ・特別な理由がない限り途中で解任できない
- ・生前贈与ができなくなる

## 成年被後見人と被保佐人・被補助人の違い

成年後見制度は、認知症など精神上の障害によって判断能力が低下した人を保護、または支援する制度として存在しています。ただし、精神上の障害と言っても、障害の程度はさまざまです。その障害によりサポートを必要とする内容や範囲も人それぞれです。

そこで、成年後見制度は、本人の判断能力の低下具合やサポートの必要性に応じて、本人ができるところは本人が行い、本人が行うのが難しいところは成年後見人などがサポートできるように、成年後見、保佐、補助の 3 つの類型を用意しています。

本人にサポートする範囲が広い順から成年被後見人、被保佐人、被補助人と続きます。

法律上、成年被後見人、被保佐人、被補助人の各類型に関する判断能力の程度を下記のとおり定義しています。

- ・成年被後見人：判断能力が欠けているのが通常の状態の人
- ・被保佐人：判断能力が著しく不十分な人
- ・被補助人：判断能力が不十分な人
- ・本人がどの類型になるのかは家庭裁判所が主治医の診断書などを総合的に考慮して決定します。



## 第 2 1 6 回定例会「親亡き後」への思いを繋ぐ 未来準備マップ アンケート報告

### 参加者

50 代 男性 1 人 女性 2 人 、 60 代 男性 1 人 女性 3 人  
70 代 男性 2 人 女性 8 人 、 80 代 男性 2 人 女性 5 人

### 当事者(上記参加者の御家族)

20 代 男性 2 人 女性 1 人 、 30 代 男性 2 人 女性 2 人  
40 代 男性 6 人 女性 3 人 、 50 代 男性 3 人 女性 2 人 、 60 代 女性 3 人

### 良かった点 (参考になった事など)

- \*色々なことが分かって良かったです。まだ時間があるので主人と少しずつ考えていきます。
- \*非常に大切なテーマでありながら病状や薬や日々のあれこれに追われ、向き合わずに来てしまったので今日は良い機会となりました。
- \*内容が濃く出席してよかったです。一度には理解が難しく感じましたが、パワーポイントのレジュメを用意して頂いたので、復習や再度参照することに便利でありがたいです。講演の最後の「兄弟たちの本音と建前」の紹介もありがたいです。現状の成年後見制度は一度決定した場合後見人と方針や適性が合わず解任したくてもできず制度がもっと充実しない限り安心して当事者の人生を預ける気にはなれない。
- \*障害者向けの信託を知れてとても良かったです。
- \*成年後見制度以外の制度の内容を詳しく聞いて良かった。親ならば皆が心配している事を取り上げてもらいありがとうございます。改めて考えたいと思います。
- \*信託銀行で資金の管理をしてもらえることが分かり少し安心できた。成年後見制度はお金がかかりいったん開始したら途中で止めることができず不安があるので新たな道が出来たと思えた。
- \*お金の使用方法が詳しくて良かった。
- \*自分が死んだらどうなるのだろうと考えることはあっても、その先に進むことはなかった。また勉強することが増えたことに感謝です。お金、財産しっかり考えておかないといけませんね。
- \*具体的な話で良かったです。盛りだくさんで内容を十分に理解できませんでした。詳しいお話をまたお聞きしたいと思いました。後半の説明時間をたっぷり取って頂くと良かったと思います。
- \*社会福祉協議会のことを知れて良かったです。
- \*成年後見制度以外の生保とか自立支援とか色々の方法がある事が分かったので何が一番良いか考えるアドバイスをもらえて良かった。当事者は生活保護を受けているので財産は残さない方法を考えなければならず参考にさせていただきます。
- \*後見人を付けても安心できない。保険の話など日々変わっていくのでいろいろ研究してみたい。

- \* 親亡き後、全般について短時間で内容が濃くよかった。
- \* 具体例を挙げてくれてとても解りやすく親亡き後のテーマの中でも一番良かった。
- \* 成年後見制度の存在は知っていましたが、今回詳しい事を知ることが出来ました。
- \* 本当に知りたかったことが満載されていて参考になりました。ありがとうございます。
- \* 全部良かったです。本当に勉強になりました。体操も勉強になり毎日やります。
- \* 「親亡き後」という良いテーマであったと思います。遺言書作成済、成年後見制度をやめて家族信託を作成済、生命保険信託の仕組みに興味があった。横須賀の場合どこに行って聞けば良いのか分からない。短時間で中味が濃く良かった。
- \* 充実した内容でとても勉強になりました。
- \* 心配していたことをやっていただいたが分からなかった。
- \* 成年後見制度など変更できない事、その他具体的に例をお話して下さり大変参考になりました。

### 今後家族会で取り上げて欲しいテーマイベント

- \* 今日の課題をもう一度もっと詳しく聞きたい。同意見 3 件
- \* この先、この制度を利用するか分からないが、福祉型信託をもう少し勉強したい。
- \* 今後の成年後見制度について知りたい。
- \* 生活保護受給できる条件を知りたい。
- \* グループホームの実情（利用できる人、利用できない人）グループホームに入所できる条件など。
- \* どんどん沢山の知識を得たいと思います。医療関係、薬関係のお話を伺いたいです。
- \* 福祉サービスの知識・利用事例・活用提案（知っている様で知らないサービス・制度を達人に解説してほしい）
- \* 当事者は一級で一人では何もできずどうしたら良いか分からない。成年後見制度しかないのか？
- \* 何かイベントもやってほしい。

### ◆家族交流会について

担当：046-825-9121 木原啓子

5 月 22 日 (水) 本町コミュニティセンター(総合福祉会館 6 階)第二会議室 13:00~15:00

6 月 26 日 (水) 本町コミュニティセンター(総合福祉会館 6 階)第二会議室 13:00~15:00

参加者は 3 月 24 日 14 名、4 月 25 日 16 名でした。それぞれの家族の近況を語り合い有意義な時を過ごせました。4 月までは第一会議室でしたが 5 月、6 月は第二会議室で行いますのでお間違いありませんようにお気を付け下さい。また、お気軽にご参加ください。

**横須賀市内・近隣で精神科等のある主な医療機関** 令和 4 年 5 月現在(横須賀市ホームページより)

地域	区分 医療機関名 (所在地)	入院 閉鎖 病棟	入院 開放 病棟	精神 科	診 療 内 科	外 来 ア ル コ ー ル	デ イ ケ ア	ナ イ ト ケ ア	認 知 症 病 棟	自 助 グ ル ー プ	相 談 室	カ ウ ン セ リ ン グ	電話
北	湘南病院 鷹取 1-1-1	◆	◆	○			○				☆		865-4105
	すぎもとクリニック 追浜本町 1-1-35 つばさビル 4F			○	○								866-3221
	細岡メンタルクリニック 追浜町 3-1 勝野ビル 3 F			○	○								867-3500
汐 入	汐入メンタルクリニック 汐入町 2-7-1 山下ビル 2・3F			○	○		○	○			☆	○	823-3001
横 須 賀 中 央	市立うわまち病院 上町 2-36			○							☆		823-2630
	横須賀共催病院 米ガ浜通 1-16			○							☆		822-2710
	おおた心療内科醫院 若松町 1-1 野上屋ビル 5F			○	○							○	823-3700
	中央メンタルクリニック 大滝町 2-1 1 八島ビル 3 F			○	○								827-3427
久 里 浜	久里浜医療センター 野比 5-3-1	◆	◆	○		○	○			○	☆	○	848-1550
	くりはまメンタルクリニック 久里浜 4-5-6 浅葉ビル 4 F			○	○								876-8157
	パシフィックホスピタル 野比 5-7-2				○						☆		849-1570
北久 里浜	青山会津久井浜クリニック 津久井 3-22-1			○	○		○				☆	○	874-8300
西	横須賀市立市民病院 長坂 1-3-2			○									856-3136
三 浦	福井記念病院 三浦市初声町高円坊 1040-2	◆	◆	○	○				○	○	☆	○	888-2145

カウンセリングについては、受診者、入院者を対象にしています。 ☆はケースワーカーの配置有  
久里浜医療センターでアルコールプログラムを含む認知行動療法を行っています(久里浜医療センターへ要問合せ)

## 悲願ついに JR 含む私鉄大手が精神障がい者へ交通運賃割引制度導入を発表

2024 年 4 月 11 日 公益社団法人全国精神保健福祉会

精神障がい者運賃割引を適用していなかった JR、私鉄大手が制度導入を発表しました。これで、2025 年 4 月には JR グループと大手私鉄 16 社（東武、西武、京成、京王、小田急、東急、京急、東京メトロ、相鉄、名鉄、近鉄、南海、京阪、阪急、阪神、西鉄）が揃って、精神障がい者の運賃割引を導入することになります。当事者、家族をはじめ多くのみなさんの声と国土交通省の粘り強い働き掛けも含め、鉄道各社の理解のもとこの日を迎えることができ感謝いたします。みんなねっとでは、2014 年 6 月 5 日第 7 回定期総会で「身体・知的障害者同等に交通運賃割引制度の適用を求める決議」を採択しました。そして「JR など交通運賃割引推進プロジェクトチーム」を立ち上げ、全国の家族（会）が力をあわせて取り組むことを決定しました。そして、2014 年 12 月～翌年 2 月全国 47 都道府県の家族・当事者を対象に交通運賃に関する全国アンケート調査を実施しました。2015 年 4 月 27 日、4,818 名の調査結果をまとめ、厚労省 記者クラブで記者会見を行い公表しました。2016 年 5 月 13 日、国会請願署名 62 万筆の提出中央行動に全国各地から家族会員 162 名が参加し、紹介議員を承諾した国会議員は 174 名（参議院 59 議員、衆議院 115 議員）に達しました。2017 年 4 月 1 日より、西鉄が精神障がい者への運賃割引を実施。2018 年 10 月日本航空グループと 2019 年 1 月全日空グループ等航空会社が精神障がい者に対する割引の適用と共に、障がい者に対する航空旅客運賃割引の適用拡大をしました。2019 年 6 月 26 日（2016 年から毎年とりくんで 4 回目）、第 198 国会にてついに衆参両院の国土交通委員会で JR 等の交通運賃割引制度を精神障がい者も対象とする採択がなされました。そして 2021 年 4 月 15 日、赤羽一嘉国土交通大臣へ要請を実現しました。岡田久実子理事長は「運賃割引の実現は、所得保障観点からだけでなく、精神障がい者のみが制度から除かれている状態が、自分たちの存在が否定されており、尊厳をも踏みにじること、偏見差別を助長することにもなる」と訴えました。これを受け、同年 6 月 11 日には、「真の共生社会実現に向けた新たなバリアフリーの取組」という国土交通大臣指示がだされ、公共交通機関における精神障がい者割引の導入促進が打ち出されたのです。その後、選挙により斉藤大臣に交代となり、幾度となく国会質問でこの課題が取り上げられました。（主な質問：2021 年 12 月 17 日の参院予算委員会にて、里見隆治参議院議員。2022 年 1 月 20 日には、衆議院本会議にて石井啓一衆議院議員、2024 年 2 月 27 日衆議院予算委員会にて田嶋要議員など）この間 2022 年 4 月に近鉄、2023 年京急や名鉄、南海、京王など私鉄大手も精神障がい者運賃の割引を条件付きながら実施となってきていました。今後は、各社とも障害種別を超えて、100km 以下の同伴条件も廃止し、全ての手帳所持者（等級にかかわらず）が割引の対象となる制度に改善を求めます。また、鉄道以外の公共交通運賃（高速道路など）も引き続き割引実現を求めています。



## 横須賀市は災害リスクマップを作成

横須賀市は半島地形のため、海・山・川があり地域によっては、孤立してしまう場所や、土砂災害・洪水・津波など複数の災害にあうおそれがある場所もあるため、それぞれの災害への「命を守るための備え方」を、しっかり市民の皆様にお伝えするため、横須賀市災害リスクマップを作成しました。

「ひと目で、自宅や地域にどのような災害リスクがあるかを知っていただく」

「災害リスクに対し、まず命を守るために、自分の避難場所、避難経路をマップ上に書き込む」

この 2 つが、横須賀市災害リスクマップの目的です。

災害対策の第一歩は、まず「命を守ること」です。ご家庭内や各コミュニティ内で、様々な防災対策を考えるきっかけとなるような、入り口的な使い方をしていただければと考えています。

### このマップの使い方

地図面で、ご自宅など生活している場所を確認してください。下記のような、何らかの色のついた区域に入っていますか？入っていたら、その場所は土砂災害や水害、津波などの自然災害にあってしまうリスクがあります。


お住まい等が、何らかの自然災害にあうリスクのある区域に入っている方は、この紙面内の対象項目を確認していただき、災害への備えをしましょう。必ず避難場所を確認しておいてください！


横須賀市危機管理課 TEL:046-822-9708 FAX:046-827-3151

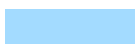
e-mail:ps-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp


この「災害リスクマップは令和 6 年作成したもので、すでに町内会を通し、各家庭に配布されています。


地域ごとに考えられる災害のおそれがある地域を色刷りしたもので、

土砂崩れなどのおそれがある区域 → 

津波のおそれがある区域 → 

大雨で水があふれるおそれがある区域 → 

津波、大雨のおそれがある地域 → 

高潮のおそれがある区域 → 

又住まいの近くの震災時避難所、風水害時避難所、津波避難ビル、応急二次病院、地域医療救護所等が図柄と共に明記されています。